

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省 【勧告日】平成28年 5月13日 【回答日】平成28年12月21～27日

1. 建築物の解体時等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

主な勧告（調査結果）

主な改善措置状況

事前調査が不十分な事案について情報収集の仕組みを整備し適時に注意喚起を行うなど、調査の適正な実施を確保

事業者は、建築物の解体時等にアスベスト含有建材の有無を目視、設計図書等により調査し、使用されている場合、県市及び労働基準監督署に届出を行い、飛散・ばく露^(注)防止措置を講ずることとされているが、

- ・ 飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施（52件のうち29件）
- ・ 無届出により解体等工事に着手（52件のうち41件）

（調査対象16都道府県内における平成22年4月から27年7月までの解体等工事から、使用されているアスベスト含有建材が、事業者の調査で十分に把握されていなかった52事例を分析）

（注）飛散・ばく露とは、アスベストが飛散し、人が吸入してしまうこと。

大気汚染防止法の規制対象外のアスベスト含有成形板について、処理実態を把握し、法律上の取扱いを含め所要の措置

建築物の屋根や外壁に使用されているスレート波板などの成形板は、アスベストを含有している場合でも、セメント等と混合して固められ、飛散性が低いため、大気中への有害物質の飛散防止を目的とする大気汚染防止法の規制対象外。しかし、破砕や切断した場合は飛散するおそれがあるが、

- ・ 条例で独自にアスベスト含有成形板を規制している県市の状況をみると、事業者による調査が不十分なことや建材の湿潤化不足により、飛散・ばく露のおそれあり

○ スレート波板



出典：「目で見えるアスベスト建材」（平成20年3月国土交通省）

- 県市等に対して、事前調査が適切に実施されるよう事業者への周知徹底を要請

- 県市等に対して、事前調査が不十分な事案について発生原因等に関する情報提供を要請。収集した情報を整理、分析し、その結果について県市等に提供し、注意喚起予定
（環境省、厚生労働省）

- 解体等工事におけるアスベスト含有成形板等の取扱いの実態や飛散防止措置の実施状況を調査

- アスベスト含有成形板等の取扱いについて、大気汚染防止法における在り方を含めて対策の検討を行い、所要の措置を実施予定
（環境省）

主な勧告（調査結果）

立入検査結果の指摘に対する改善措置状況の確認の徹底

県市及び労働基準監督署は、建築物解体時に立ち入り、アスベストの飛散・ばく露防止措置が講じられていない場合、必要な指導を行っているが、

- ・ 県市では、指導件数の約2割（250件のうち55件）について改善状況を未確認
- ・ 未確認事例のうち、飛散防止シートによる覆い（養生）の不備など飛散・ばく露防止のための重要なものが約半数（55件のうち23件）

（調査対象39県市における平成26年6月から27年3月までの立入検査を抽出調査）

主な改善措置状況

- 県市等に対して、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認の徹底を要請

（環境省、厚生労働省）

2. 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策

主な勧告（調査結果）

災害時に備えた準備について、その必要性を含め、具体的内容の周知徹底、対策の強化の実施

地震等災害時には人命保護・食糧支援等が最優先である一方、建築物の倒壊・破損に伴い、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあるため、できるだけ早急に応急・対応措置を図る必要がある。このため、環境省は、阪神・淡路大震災を踏まえ対応マニュアルを策定・通知しているが、

- ・ 環境省のマニュアルの不知やこれまで大規模災害が未発生などの理由から、災害時に備えた準備としてアスベスト露出情報の受付・伝達体制の整備等を行っている県市は一部（39県市のうち6県市）

主な改善措置状況

- 県市に対して、アスベスト露出情報の受付・伝達体制の整備等、環境省のマニュアルを踏まえた対策の強化を要請

（環境省）

アスベスト対策に関する行政評価・監視-飛散・ばく露防止対策を中心として-の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 27 年 4 月～28 年 5 月
- 2 対象機関 調査対象機関：環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省、文部科学省
関連調査等対象機関：都道府県、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 28 年 5 月 13 日 環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省

【回答年月日】 環境省 平成 28 年 12 月 21 日 厚生労働省 平成 28 年 12 月 27 日
国土交通省 平成 28 年 12 月 22 日 総務省 平成 28 年 12 月 21 日

【調査の背景事情】

- アスベスト（石綿）は、従来、建材製品等に広く使用されていたが、その吸引により、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害の発症リスクが高まることが明らかとなったため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）により、段階的な規制を経て、平成 18 年 9 月以降、重量比 0.1%超のアスベスト含有製品の製造、輸入、使用等が禁止された。
- アスベストは、かつて年間約 30 万トン輸入され、輸入総量約 1,000 万トンの約 9 割が建材として使用されたといわれているが、その使用実態は必ずしも十分把握されていない。
- アスベストを含有する建材が使用されている建築物等については、解体等を伴う建設工事が行われる際、アスベストの飛散・ばく露による健康被害を防止するため、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等の関係法令に基づき、当該工事の発注者又は施工者に対して、事前の届出、飛散・ばく露防止措置の実施などが義務付けられている。今後、アスベストが使用されている可能性がある建築物等の解体が増加することが見込まれていることから、アスベストの飛散・ばく露防止対策の確実かつ迅速な実施が重要となっている。
- また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、建築物の壁面等の損壊により、アスベストが飛散した事例が報告されている。今後、南海トラフ地震など大規模な自然災害等の発生のおそれも指摘されていることから、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止についても、的確な準備措置を講じておくことが極めて重要
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>1 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策</p> <p>(1) 事前調査の適正な実施の確保</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>環境省及び厚生労働省は、事前調査の適正な実施によるアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省及び厚生労働省は、関係者に対して、これまで技術上の指針及び関係通知により示してきた事前調査に当たっての留意点について、再度、周知徹底を図ること。</p> <p>② 環境省は、事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等及びその発生原因について、県市から適時に情報提供を受ける仕組みを整備するとともに、得られた情報の分析結果を踏まえ、具体的な事例を示して関係者に対し適時に注意喚起を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省は、事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等の把握及び発生原因の分析を適時に行う仕組みを整備するとともに、原因分析の結果を踏まえ、具体的な事例を示して関係者に対し適時に注意喚起を行うこと。</p> <p>③ 環境省は、事前調査の適正な実施の確保について、県市における推奨事例のほか、厚生労働省から労基署における推奨事例も把握した上で、県市に対し、これらの情報を提供し、同様の取組を進めるよう促すこと。</p> <p>また、厚生労働省は、労基署における推奨事例のほか、環境省から県市における推奨事例も把握した上で、事前調査の適正な実施の確保に関する取組を進めること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 事業者には、解体等工事を行う前に、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用状況の調査が義務付けられている。</p> <p>○ 環境省及び厚生労働省は、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号）及び関係通知において、事前調査に当たっての留意点を示し、</p>	<p>(環境省)</p> <p>① 平成28年5月23日に通知(※)を発出し、都道府県等に対して、事前調査が適切に実施されるよう事業者への周知徹底を要請した。</p> <p>※ 「「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告について」(平成28年5月23日付け環水大大発第1605231号環境省水・大気環境局大気環境課長通知)</p> <p>加えて、平成28年10月31日に開催した「平成28年度建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策技術講習会」において、都道府県等に対して、技術上の指針及び関係通知に示された点を含め、事前調査に当たって留意が必要な事項を周知した。</p> <p>② 平成28年5月23日に通知(※)を発出し、事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例及びその発生原因を把握するため、都道府県等に対して、都道府県等において把握している事例のうち、26年6月1日以降に発生した事例について情報提供を求めるとともに、今後、そのような事例が発生した場合は、適時、情報提供するよう依頼した。また、都道府県等から得られた情報を整理、分析して、その結果について、平成28年度内を目途に、都道府県等に対して情報提供し注意喚起するとともに、事業者に対して注意喚起を行うよう依頼する予定である。</p> <p>※ 「事前調査の不徹底により建築物等の解体等工事が開始された事例等の情報提供について」(平成28年5月23日付け事務連絡)</p> <p>③ 事前調査の適正な実施の確保が図られるよう、平成28年6月20日に開催した「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」において、都道府県等に対して、騒音規制法等の届出情報に基づく解体等工事現場への集中検査などの先進的な事例について情報を共有し、意見交換を実施するとともに、これらの事例について同様の取組を進めるよう</p>

事業者に対してその周知を図っている。

《調査結果》

- 建築物等に使用されているアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例あり（52件）
そのうち、41件は無届出により解体等工事に着手したもの、28件は関係通知等において示された留意点が徹底されなかったことに起因するもの、6件は関係通知等において示された留意点にはない要因によるもの
- 調査した区市及び労働基準監督署（以下「労基署」という。）の中には、具体的な調査部位、調査結果等を記載した書面等の提出を事業者に求め、調査すべき部位が確実に調査されているかを確認している事例（7区市／39区市）など、事業者が行う事前調査において、アスベスト含有建材が的確に把握されているか確認するための工夫をしている事例あり

要請した。また、厚生労働省から労働基準監督署における推奨事例について把握し、平成28年度末までに、都道府県等に対して、これらの情報を提供し、同様の取組を進めるよう要請する予定である。

（厚生労働省）

- ① 平成28年10月13日に通知（※）を发出し、都道府県労働局に対して、技術上の指針に基づき適切な事前調査を実施するよう、機会を捉えて解体工事業者等に対し、引き続き周知徹底を図るよう指示した。

※ 「「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について」（平成28年10月13日付け基安化発1013第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）

加えて、周知の一環として、事前調査の専門家による石綿作業主任者等を対象とした講習会を全国で実施するため、平成29年度予算案に内容を盛り込んだところである。

- ② 平成28年10月13日に通知（※）を发出し、適切な事前調査の徹底を図る観点から、都道府県労働局に対して、石綿含有建築物等の解体等工事における不適切な事例等に関する情報について、随時、本省に送付するよう指示した。

※ 「「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について」（平成28年10月13日付け基安化発1013第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）

今後、都道府県労働局及び労働基準監督署が把握、分析した具体事例を取りまとめの上、事前調査に係る留意点とともに、平成28年度中に都道府県労働局及び労働基準監督署に対して通知を发出し、事業者に対して注意喚起するよう指示する予定である。

- ③ 事前調査の適正な実施の確保のため、これまでも都道府県労働局に対して、同局及び労働基準監督署における取組の推奨事例を報告するよう依頼していたが、平成28年10月13日に改めて通知（※）を发出し、同

	<p>局に対して、推奨事例を随時報告するよう指示した。</p> <p>※ 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について」（平成28年10月13日付け基安化発1013第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）</p> <p>今後、収集した推奨事例は、随時、都道府県労働局に提供するとともに、そのうち都道府県等に関連する事例は環境省と共有する予定である。</p> <p>また、環境省が把握した都道府県等における推奨事例について入手し、これらの推奨事例は、随時、都道府県労働局及び労働基準監督署に通知を发出し、情報提供するとともに、同様の取組を進めるよう指示する予定である。</p>
<p>(2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進 (勧告要旨)</p> <p>環境省及び厚生労働省は、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保の観点から、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を工事開始前に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省は、区市に対し、関係法令に基づく届出情報の適時共有・活用について、効果的・効率的な取組例や方策を周知し、促すこと。</p> <p>② 厚生労働省は、労基署における取組例のほか、環境省から区市における取組例も把握した上で、関係法令に基づく届出情報を適時に効果的・効率的に共有し、その活用を促進すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ アスベスト含有建材が使用された建築物等について、解体等の作業を行う場合、工事の発注者等は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。「以下「大防法」という。）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく届出を提出しなければならない。</p> <p>○ 上記の届出のほか、建築物の床面積が80㎡以上の解体工事等の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出を提出しなければならないとされており、当該届出情報を端緒として、アスベスト含有建材が使用され</p>	<p>(環境省)</p> <p>① 平成28年5月23日に通知(※)を发出し、都道府県等に対して、関係法令に基づく届出情報の適時の共有と活用を要請した。また、関係法令に基づく届出情報の適時共有・活用が図られるよう、平成28年6月20日に開催した「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」において、都道府県等に対して、共通サーバによる常時閲覧や建設部局からの定期メールの送付による届出情報の共有など、効果的・効率的な取組例を共有するとともに、意見交換を実施し、関係法令に基づく届出情報の適時共有・活用が図られるよう要請した。</p> <p>※ 「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告について」（平成28年5月23日付け環水大大発第1605231号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>② アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を工事開始前に適切に把握するため、これまでも都道府県労働局に対して、同局及び労働基準監督署における取組の推奨事例を報告するよう指示していたが、平成28年10月13日に改めて通知(※)を发出し、同局に対して、推奨事例を随時報告するよう指示した。</p>

ている可能性のある建築物等の解体等工事を把握することも可能

《調査結果》

- 大防法担当部局における安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有状況
 - ① 管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも共有しているもの（17/39県市）
 - ② 管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、いずれか一方の届出情報を共有しているもの（14/39県市）
 - ③ 関係機関・部署との間で、いずれの届出情報も共有していないもの（8/39県市）
- 一部の県市では、大防法に基づく届出がないものの、関係法令に基づく届出情報の共有により、解体等工事現場に立入検査を行った結果、アスベスト含有建材を発見した例あり（平成26年度3件）

- 労基署における大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有状況
 - ① 管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも共有しているもの（12/35労基署）
 - ② 管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、いずれか一方の届出情報を共有しているもの（16/35労基署）
 - ③ 管轄区域に所在する一部の関係機関・部署との間で、両方の届出情報を共有しているもの（4/35労基署）
 - ④ 関係機関・部署との間で、いずれの届出情報も共有していないもの（3/35労基署）

※ 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について」（平成28年10月13日付け基安化発1013第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）

今後、収集した推奨事例は、随時、都道府県労働局に提供し、同様の取組を進めるよう指示するとともに、そのうち都道府県等に関連する事例は環境省と共有する予定である。

また、環境省が把握した都道府県等における推奨事例について入手し、これらの推奨事例は、随時、都道府県労働局に情報提供し、同様の取組を実施するよう指示する予定である。

<p>(3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、解体等工事に伴うアスベストの飛散・ばく露に対する住民の不安解消を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 区市に対し、大防法に基づく事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示の必要性並びに掲示事項の内容及び掲示期間について、飛散防止対策マニュアルを踏まえて掲示義務の遵守が図られるよう、事業者への周知徹底を要請すること。</p> <p>② 大防法に基づく届出がない解体等工事についても事業者により掲示義務が適切に遵守されるよう、区市に対し、効果的な取組例を周知し、促すこと。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 解体等工事を行う事業者は、事前調査の結果、アスベスト除去等作業の方法等について、公衆に見やすいように掲示しなければならない。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 公衆に見やすい場所に事前調査結果の掲示なし (37/116 か所。うち、大防法に基づく届出がない解体等工事は28か所となっており、届出がある解体等工事9か所よりも多い)</p> <p>○ 事前調査結果の掲示は行われているが、掲示内容に不備 (法定掲示事項の一部未掲示) あり (20/116 か所。うち、大防法に基づく届出がない解体等工事は15か所となっており、届出がある解体等工事5か所よりも多い)</p> <p>○ 作業方法等の掲示なし (1/44 か所)</p> <p>○ 作業方法等の掲示は行われているが、掲示内容に不備 (6/44 か所)</p>	<p>(環境省)</p> <p>① 平成28年5月23日に通知(※)を発出し、都道府県等に対して、飛散防止マニュアルを踏まえた事前調査結果等の掲示義務が遵守されるよう、事業者への周知徹底を要請した。</p> <p>※ 「「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告について」(平成28年5月23日付け環水大大発第1605231号環境省水・大気環境局大気環境課長通知)</p> <p>② 大気汚染防止法に基づく届出がない解体等工事についても、事業者により事前調査結果等の適切な掲示義務の遵守が図られるよう、平成28年6月20日に開催した「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」において、都道府県等に対して、都道府県等の取組例を周知し、促した。</p>
<p>(4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底 ア 集じん・排気装置からの漏えい防止の徹底 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、集じん・排気装置からのアスベストの漏えい防止をより一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関して、測定</p>	<p>(環境省)</p> <p>① 集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度について、事業者の指導等に有用な望ましい水準等を検討するため、平成30年までに、都道府県等から、解体等工事現場におけるアスベスト大気濃度及び粉じ</p>

機器に関する情報や現場での測定値等の情報を収集し、事業者の指導等に有用な望ましい水準（目安）等を県市に示すことについて検討すること。

- ② 県市に対し、事業者による集じん・排気装置の正常稼働の確認が適切に行われているかの確認に当たり、効果的な取組を行っている例を県市から収集して周知し、当該確認に有効に活用するよう促すこと。

《説明》

《制度の概要》

- 建築物等の解体等工事において、アスベスト含有建材を切断、破碎等により除去するときは、事業者は、作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器（注）を用いて集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該作業を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること等が義務付けられている。

（注） 飛散防止対策マニュアルによれば、粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機（リアルタイムファイバーモニター）が含まれる。

《調査結果》

- 県市が自ら保有するデジタル粉じん計等を用いて粉じん濃度を確認し、異常が疑われるなどの場合には、指導を実施（16/39 県市）
- 県市が集じん・排気装置の異常が疑われると思料した場合であっても、事業者から必ずしも集じん・排気装置が正常に稼働していないことにはならないとの抗弁があり、県市が事業者に対する改善指導に苦慮している例あり。こうした事業者の抗弁は、排気口のダクト内部の粉じん濃度がどの程度まで下がる必要があるのかについて具体的な数値の目安が示されていないことに起因するものと考えられる。

ん濃度の測定値等に関する実態把握等を行い、31 年までに望ましい水準等を都道府県等に示すことについて検討する予定である。

- ② 事業者による、集じん・排気装置の正常稼働の確認が適切に行われていることの確認が図られるよう、平成 28 年 6 月 20 日に開催した「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」において、都道府県等に対して、デジタル粉じん計による確認とパーティクルカウンターの併用など、効果的な取組例を共有するとともに、意見交換を実施し、同様の取組を進めるよう要請した。

<p>イ 敷地境界等のアスベスト濃度測定に係る課題検討の早期化 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、アスベストの飛散防止措置の履行確保に資する観点から、大防法によりアスベスト除去等作業を伴う解体等工事を行う事業者に対して敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定を義務付けること等について早期に検討を開始できるよう、技術的な課題の検討に必要なデータ等の収集を加速化し、技術的な課題の検討の早期化を図る必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 現在、解体等工事におけるアスベスト除去等作業については、事業者に対して敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定の実施は義務付けられていない。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 条例等により、事業者に対し、敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定や当該測定結果の県市への提出を義務付けている例 (18/39 県市)</p> <p>○ 県市が自ら敷地境界等におけるアスベスト濃度測定を実施している例 (24/39 県市)</p>	<p>(環境省)</p> <p>従来、解体等工事を行う事業者に対する、敷地境界等での大気中のアスベスト濃度測定の義務付けの検討に当たって技術的な課題の一つとなる迅速分析法について、平成 30 年度末までに「アスベスト大気濃度調査検討会」等において検討を行う予定としていたが、これまで収集した測定結果を利用することで迅速分析法の評価を実施するとともに、さらに、検討に必要なデータ等の収集を加速化し、検討の早期化を図り、29 年度末までに「アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版」の改訂 (迅速分析法の位置付け等) について検討を行う予定である。</p>
<p>(5) 立入検査の実効性の確保 (勧告要旨)</p> <p>環境省及び厚生労働省は、解体等工事におけるアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省は、県市に対し、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認を徹底するよう要請すること。</p> <p>② 厚生労働省は、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認を徹底すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 県市は、大防法に基づき、また、労基署は、安衛法に基づき、解体等工事の現場に立ち入り、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保のための指導等を行うことができる。</p>	<p>(環境省)</p> <p>① 平成 28 年 5 月 23 日に通知 (※) を発出し、都道府県等に対して、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認の徹底を要請した。</p> <p>※ 「「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告について」(平成 28 年 5 月 23 日付け環水大大発第 1605231 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知)</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>② 平成 28 年 10 月 13 日に通知 (※) を発出し、都道府県労働局に対して、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の確認を更に徹底するよう指示した。</p>

<p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県市が、事業者に対し改善指導を実施したが、改善措置状況の確認を未実施（55/250件） 未実施事例のうち、飛散防止シートによる覆い（養生）の不備など、飛散・ばく露防止のための重要なもの（23/55件） ○ 労基署が、事業者に対し改善指導を実施したが、改善措置状況の確認を未実施（3/188件） 未実施事例のうち、飛散防止シートによる覆い（養生）の不備など、飛散・ばく露防止のための重要なもの（3/3件） 	<p>※ 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について（平成28年10月13日付け基安化発1013第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）」</p>
<p>(6) レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、解体等工事におけるレベル3建材の不適切な除去作業によるアスベストの飛散を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 解体等工事におけるレベル3建材の取扱いの実態を把握し、その結果を踏まえ、レベル3建材の取扱いについて大防法における在り方も含めて検討し、所要の措置を講ずること。 ② 当面の措置として、飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材の把握方法や除去作業に関する留意事項について、再度、関係者に周知徹底を図ること。 <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に使用されたアスベスト含有成形板などレベル3のアスベスト含有建材（以下「レベル3建材」という。）は、飛散性が低いため、大気中への有害物質の飛散防止を目的とする大気汚染防止法の規制対象外であるが、破碎や切断した場合は飛散するおそれあり。 ○ 建築物の解体等工事時におけるレベル3建材の取扱いについて、環境省は、飛散防止対策マニュアルにおいて、その種類と除去作業における留意事項（養生や湿潤化などの方法）を事業者等に対し示している。 	<p>（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① レベル3建材に係るアスベスト飛散防止対策の検討のため、平成27年度から29年度までの予定で解体等工事におけるレベル3建材の取扱いの実態や飛散防止措置の実施状況を調査しており、31年度までにレベル3建材の取扱いについて大気汚染防止法における在り方も含めて対策の検討を行い、所要の措置を構ずる予定である。 ② 平成28年5月23日に通知（※）を発出し、都道府県等に対して、飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材の把握方法や除去作業に関する留意事項について、再度周知するとともに、事業者への周知徹底を要請した。 <p>※ 「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告について」（平成28年5月23日付け環水大大発第1605231号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）</p>

《調査結果》

- レベル3 建材について、作業実施前の届出等の規制を実施している県市あり（12/39 県市）
- レベル3 建材規制の遵守状況をみると、湿潤化不足など、作業実施基準が遵守されていない事例あり

**2 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策
(勧告要旨)**

災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する観点から、環境省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害時におけるアスベスト対策に関して、平常時も含めた事前準備の必要性及び具体的な内容について、県市に対し、改めて周知徹底し、当該対策の強化を図るよう促すこと。
- ② 災害時対応マニュアルについて、応急危険度判定時のアスベスト調査の実効性の観点も含め、東日本大震災時の地方公共団体の対応を踏まえた見直しを速やかに行い、県市に対し、周知すること。

(説明)

《制度の概要》

- 環境省は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成19年8月に災害時対応マニュアルを作成し、県市に周知しており、次いで、24年6月には、災害時対応マニュアルを集約したパンフレットを県市に送付している。
- 災害時対応マニュアルでは、アスベストの飛散の危険性の有無について、市町村職員や応急危険度判定士が被災建築物に対して行う応急危険度判定時に確認（以下「応急危険度判定時のアスベスト調査」という。）し、危険性が認められた場合、飛散防止措置の必要性を所有者に連絡することとされている。

《調査結果》

- 環境省のマニュアルの不知やこれまで大規模災害が未発生などの理由から、平常時からのアスベスト使用建築物の所在情報の収集等、災害時に備えた準備を行っている県市は一部（6/39 県市）
- 調査した7被災市のうち、応急危険度判定を実施した2被災市では応急

(環境省)

① 平成28年5月23日に通知（※）を發出し、都道府県等に対して、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（以下「災害時対応マニュアル」という。）における平常時の準備についての内容を周知するとともに、災害時対応マニュアルを踏まえ対策強化を図るよう要請した。

※ 「「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告について」(平成28年5月23日付け環水大大発第1605231号環境省水・大気環境局大気環境課長通知)

② 当面の取組として、平成28年6月20日に開催した「アスベスト対策に関する都道府県・政令市担当者会議」において、東日本大震災及び熊本地震の被災した地方公共団体の対応事例を都道府県等と共有するとともに、意見交換を実施し、平常時の準備や、災害時にアスベスト飛散のおそれのある被災建築物の適切な把握が行われるよう、被災した地方公共団体における住民へのばく露防止対策、解体作業におけるアスベスト飛散防止対策、被災建築物等のアスベスト使用の把握などの取組例を周知した。

また、災害時対応マニュアルについて、応急危険度判定時のアスベスト調査の実効性の観点も含め、東日本大震災時の地方公共団体の対応を踏まえ、平成28年11月から、改訂に向けた検討を開始しており、28年度末までに改訂案を作成する予定である。

危険度判定時のアスベスト調査は未実施。また、大規模な津波により建物が流出し、応急危険度判定を要する建築物等が存在しないこと等から同判定を実施していない1被災市でも、応急危険度判定を実施する者にアスベストに関する知見がないため応急危険度判定時のアスベスト調査の実施は困難としている。

3 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

**ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進
(勧告要旨)**

厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 厚生労働省は、病院アスベスト使用実態調査について、県に対し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。

また、厚生労働省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査を適切に実施し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査が未了の施設において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。

② 国土交通省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、民間建築物アスベスト使用実態調査を適切に実施するよう周知徹底するとともに、アスベスト含有建材の使用実態がまだ判明していない建築物及び飛散・ばく露のおそれ判明した建築物については、所有者等の連絡先を把握し、所有者等に理解を求めるなど、適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。

(説明)

《制度の概要》

○ 民間建築物、病院、社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等については、関係各省において、主として、レベル1のアスベスト含有建材の使

(厚生労働省)

① 平成28年6月29日に通知(※)を发出し、都道府県に対して、病院アスベスト使用実態調査の関係資料を確実に保存するよう周知徹底を行うとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において適切な措置が講じられるよう、病院の管理者等への指導の徹底を要請した。

※ 「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)」(平成28年6月29日付け医政発0629第4号厚生労働省医政局長通知)

また、平成28年9月30日に通知(※)を发出し、都道府県等に対して、新3種アスベストの使用実態の把握を含む社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の適切な実施、当該調査に関する関係資料の適切な保存等について周知徹底を行うとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の施設において適切な対応が講じられるよう、社会福祉施設等の管理者等への指導の徹底を要請した。

※ 「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)」(平成28年9月30日付け雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知)(以下「アスベストに関する注意喚起通知」という。)

<p>用実態に関して調査が行われ、その結果に基づき、順次、除去等の進捗状況のフォローアップが実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アスベスト含有建材については、当初、主に、アモサイト、クリソタイト及びクロシドライトが吹付け材として使用されているものと考えられていたが、新たにアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「新3種アスベスト」という。）が使用された事案があることが判明したため、上記フォローアップの中で、これらも対象。 <p>《調査結果》</p> <p>（病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分析調査の実施について未指導（3県／16県）。うち、1県は調査の関係資料が保存されていないため分析調査を要する病院の特定ができない状態 ○ アスベスト含有建材の除去等について未指導（1県／16県） <p>（社会福祉施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前回報告をそのまま流用して報告するなど、適切に実施されていないもの（5県市／36県市） ○ 使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないもの（13県市／36県市） ○ 新3種アスベストについて調査を未実施又は実施の有無を確認できないもの（3県市／36県市） <p>（民間建築物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フォローアップ調査について、6年以上にわたり未実施等（2県市／39県市） ○ 新3種アスベストについて調査を未実施（5県市／39県市） 	<p>（国土交通省）</p> <p>② 平成28年5月17日に通知（※）を发出し、都道府県に対して、使用実態調査の適正化を図り、調査対象でありながら報告のない建築物の所有者等に対する報告の催促や、飛散防止のための措置を求める指導を徹底するよう依頼するとともに、都道府県内の市町村に対して同通知の周知を依頼した。</p> <p>※ 「民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態の把握等の徹底について」（平成28年5月17日付国住指第4275号国土交通省住宅局建築指導課長通知）</p> <p>なお、アスベスト使用実態調査の進捗については、今後も引き続き、毎年3月時点での調査状況に関し、定期的に把握を行う予定である。</p>
<p>イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 総務省は、県市に対し、地方公共団体所有施設について、石綿則の遵</p>	<p>（総務省）</p> <p>① 平成28年5月13日に通知（※）を发出し、地方公共団体に対して石綿障害予防規則の遵守の徹底等を注意喚起するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請した。</p> <p>※ 「石綿障害予防規則の遵守の徹底等並びに石綿等が使用されている保温材及び耐</p>

守の徹底等を注意喚起するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。

- ② 厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。

《説明》

《制度の概要》

- アスベスト含有建材のうち、これまで把握対象としていなかった保温材、断熱材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）について、損傷、劣化等によりアスベストが飛散することが判明し、厚生労働省は石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）を改正
- 国土交通省は民間建築物、文部科学省は学校施設について、県市を通じ、注意喚起や緊急点検を実施

《調査結果》

（地方公共団体所有施設）

- 総務省から県市に対する注意喚起は未実施
- 地方公共団体所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況について未調査（29 県市／39 県市）

（病院及び社会福祉施設等）

- 厚生労働省から県市に対する注意喚起は未実施
- 病院及び社会福祉施設等のアスベスト含有保温材等の使用状況について未調査（39 県市／39 県市）

火被覆材等の使用状況の補足調査について」（平成 28 年 5 月 13 日付け総行政第 95 号・総行安第 10 号総務省地域力創造グループ地域政策課長及び総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知）

また、上記調査の結果について状況を把握するため、地方公共団体に対して照会（※）しているところである。

※ 「アスベストの使用状況及び除去状況に関する調査について」（平成 28 年 9 月 27 日付け総行政第 185 号総務省地域力創造グループ地域政策課長通知）

（厚生労働省）

- ② 平成 28 年 6 月 29 日に通知（※）を発出し、都道府県に対して、病院の管理者等に石綿障害予防規則の遵守の徹底等について注意喚起を行うよう要請した。また、同日、通知（※）を発出し、都道府県に対して、アスベスト含有保温材等の使用状況を把握するため、24 年に実施した「吹付けアスベスト等使用実態調査」に係るフォローアップ調査を 28 年 7 月 29 日までに実施するよう依頼するとともに、「アスベスト含有保温材等使用実態調査」を同年 9 月 30 日までに実施するよう要請した。

※ 「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について（依頼）」（平成 28 年 6 月 29 日付け医政発 0629 第 4 号厚生労働省医政局長通知）及び「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 6 月 29 日付け医政発 0629 第 5 号厚生労働省医政局長通知）

さらに、平成 28 年 9 月 30 日に通知（※）を発出し、都道府県等に対して、社会福祉施設等の管理者等に石綿障害予防規則の遵守の徹底等について注意喚起を行うよう要請した。また、同日に通知（※）を発出し、都道府県等に対して、アスベスト含有保温材等の使用状況を適切に把握するため、「吹付けアスベスト等」に加え、「アスベスト含有保温材等」も新たに調査対象とするなど、調査内容の一部見直しを行った上、改めてアスベスト使用実態調査の実施を要請した。

※ 「アスベストに関する注意喚起通知」及び「社会福祉施設等における吹付けアス

	<p>ベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 2 号、社援発 0930 第 12 号、障発 0930 第 2 号、老発 0930 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知）</p>
<p>(2) アスベスト台帳の整備の促進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、アスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する観点から、 県市に対し、アスベスト台帳の整備の必要性、活用例及び効率的な整備方法 を改めて周知徹底し、同台帳の整備を促す必要がある。</p> </div> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物は、国土交通省の推計によると約 280 万棟 ○ 床面積がおおむね 1,000 ㎡未満の建築物や平成 2 年以降に施工された建築物については、該当する建築物の数が膨大となることもあって、その的確かつ効率的な把握方法が課題 ○ このため、国土交通省は、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的に調査し、調査により把握した情報をアスベスト台帳として整備を進めるなど、効率的に調査するためのマニュアルを作成し、県市に対して周知 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アスベスト台帳を整備しておらず、今後の整備予定もない（7 県市／39 県市） ○ アスベスト台帳を整備している県市においても、アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物全てを対象とするものは一部（10 県市／39 県市） 	<p>(国土交通省)</p> <p>平成 28 年 5 月 17 日に通知（※）を發出し、都道府県に対して、26 年に作成・配布した建築物石綿含有建材調査マニュアルについて再度周知し、アスベストを使用している可能性のある建築物について、建築年度や用途に応じた優先順位の設定に言及しつつ、アスベスト台帳の整備を効率的かつ着実に進めることを促すとともに、都道府県内の市町村に対して同通知の周知を依頼した。</p> <p>※ 「民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態の把握等の徹底について」（平成 28 年 5 月 17 日付け国住指第 4275 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）</p> <p>また、効率的な台帳整備に資するため、従来、アスベストが使用された可能性がある建築物の所有者を把握するために物件ごとに個別に取得せざるを得なかった登記事項要約書について、法務省と協議を行い、リスト形式の電子データによる複数物件の一括取得を可能とし、その手続について、平成 28 年 5 月 24 日に通知（※）を發出し、都道府県に対して周知するとともに、都道府県内の市町村に対して同通知の周知を依頼した。</p> <p>※ 「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」（平成 28 年 5 月 24 日付け国住指第 4276 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）</p>